

## 「心のバリアフリーノート」作成検討会の運営について（案）

平成30年11月20日

### 1. 会議

座長は、本会議の議長となり、議事を運営する。

### 2. 会議の公開について

本会議については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本会議において非公開とすることが適当と認める場合を除き、原則として公開するものとする。

### 3. 会議資料の公開

会議資料は原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

### 4. 議事概要の公表

事務局は、本会議の議事概要を作成し、これを公開するものとする。

### 5. 会議の傍聴

会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局教育課程課の登録を受けるとともに、会議においては会議の進行の妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。